

5月定例美祢市教育委員会会議

(議案)

議案第 1 号

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和元年 5 月 29 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、美祢市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、美祢市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第 2 号

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱の制定について

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱を次のとおり制定するものとする。

令和元年 5 月 29 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

美祢市立小中学校適正規模適正配置検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 小中学校の適正規模及び適正配置に関する方針を策定するため、美祢市小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美祢市立小中学校適正規模適正配置基本方針（以下「方針」という。）の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、方針の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、美祢市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

報告第 1 号

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について

美祢市教育支援委員会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 5 月 29 日提出

美祢市教育委員会教育長 岡 崎 堅 次

記

- 1 臨時代理年月日 平成 31 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏 名	所 属	委嘱日	備考
委嘱	藤井 幸司	厚保小学校長	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	藤井 邦夫	於福中学校長	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	兼重 彰洋	大嶺小学校長	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	安富 正人	大嶺小学校 地域コーディネーター	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	末岡 裕子	伊佐小学校 特別支援学級担当者	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	和田 智子	大田小学校 特別支援学級担当者	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	松野 一郎	大嶺中学校 特別支援学級担当者	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	横山 幸代	三澤医院 医師	平成 31 年 4 月 1 日	

委嘱	中元 起力	中元医院 医師	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	金子 里美	美祢市市民福祉部地域福祉課 主幹	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	安倍 悦子	美祢市市民福祉部地域福祉課 家庭児童相談員	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	田浦 裕宣	宇部総合支援学校高等部 地域コーディネーター	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	勝谷 直美	美祢市ことばの教室幼児部 指導員	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	山本 幸江	ダイケアセンター コアラハウス 指導員	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	栗原 郁子	スクールカウンセラー	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	中尾 一雄	宇部総合支援学校 美祢分教室 教頭	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	久保 仁	美祢市教育委員会事務局 学校教育課 課長	平成 31 年 4 月 1 日	
委嘱	天田 直美	特別支援教育推進リーダー	平成 31 年 4 月 1 日	

報告第2号

美祢市教育相談支援チーム委員の委嘱について

美祢市教育相談支援チーム委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 平成31年4月1日
- 2 委員の任期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱日	備考
委嘱	松岡 勝彦	山口大学教育学部教授	平成31年4月1日	
委嘱	兼重 彰洋	大嶺小学校長	平成31年4月1日	
委嘱	安富 正人	大嶺小学校 地域コーディネーター	平成31年4月1日	
委嘱	金原 洋治	かねはら小児科 院長	平成31年4月1日	
委嘱	金子 里美	美祢市市民福祉部地域福祉課 主幹	平成31年4月1日	
委嘱	安倍 悦子	美祢市市民福祉部地域福祉課 家庭児童相談員	平成31年4月1日	
委嘱	勝谷 直美	美祢市ことばの教室幼児部 指導員	平成31年4月1日	
委嘱	山本 幸江	ダイケアセンター コアラハウス 指導員	平成31年4月1日	

委嘱	栞原 郁子	スクールカウンセラー	平成31年4月1日	
委嘱	中尾 一雄	宇部総合支援学校 美祢分教室 教頭	平成31年4月1日	
委嘱	天田 直美	特別支援教育推進リーダー	平成31年4月1日	

報告第3号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

1 臨時代理年月日 平成31年3月31日

(1) 委員の任期 委嘱日から令和2年3月31日まで

(2) 委員の氏名

大嶺公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	山根 昌浩	大嶺中学校 校長	平成31年4月1日	
委嘱	久保 裕幸	麦川小学校 校長	平成31年4月1日	
解嘱	安田 一富	大嶺中学校 校長	平成31年3月31日	
解嘱	濱西 正義	城原小学校 校長	平成31年3月31日	

豊田前公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	嶋村 春美	豊田前遺族会 会長	平成31年4月1日	
委嘱	安東 知彦	豊田前小学校 校長	平成31年4月1日	
解嘱	藤田 修	豊田前中学校 校長	平成31年3月31日	
解嘱	板倉 豊	豊田前小学校 校長	平成31年3月31日	

別府公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	佐々木真治	秋芳桂花小学校 校長	平成 31 年 4 月 1 日	
解嘱	中村 哲也	秋芳桂花小学校 校長	平成 31 年 3 月 31 日	

秋吉公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	吉田真由美	秋吉小学校 校長	平成 31 年 4 月 1 日	
解嘱	中村 浩司	秋吉小学校 校長	平成 31 年 3 月 31 日	

綾木公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	有馬 章治	綾木小学校 校長	平成 31 年 4 月 1 日	
解嘱	石田 恭二	綾木小学校 校長	平成 31 年 3 月 31 日	

2 臨時代理年月日 平成 31 年 4 月 15 日

(1) 委員の任期 委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

綾木公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	鷹島 千春	綾木子ども会育成連絡協議会長	平成 31 年 4 月 16 日	
解嘱	井上美恵子	綾木子ども会育成連絡協議会長	平成 31 年 4 月 15 日	

3 臨時代理年月日 平成 31 年 4 月 19 日

(1) 委員の任期 委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

秋吉公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	宮崎 達也	秋吉小 P T A 会長	平成 31 年 4 月 20 日	
解嘱	齋藤秀一郎	秋吉小 P T A 会長	平成 31 年 4 月 19 日	

4 臨時代理年月日 平成 31 年 4 月 20 日

(1) 委員の任期 委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(2) 委員の氏名

綾木公民館

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	野原 達也	綾木小学校 P T A 会長	平成 31 年 4 月 21 日	
解嘱	小林 康友	綾木小学校 P T A 会長	平成 31 年 4 月 20 日	

報告第4号

美祢市人権教育推進委員の委嘱及び解嘱について

美祢市人権教育推進委員の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 平成31年4月1日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和2年3月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱・解嘱日	備考
委嘱	杉原 功一	福祉事務所長	平成31年4月1日	
委嘱	有馬 章治	小学校校長会 綾木小学校長	平成31年4月1日	
委嘱	波多野 篤	企業（秋芳町）東洋シート（株）	平成31年4月1日	
解嘱	大野 義昭	前福祉事務所長	平成31年3月31日	
解嘱	椿 徹	前小学校校長会 赤郷小学校長	平成31年3月31日	
解嘱	竹内 勇	企業（秋芳町）東洋シート（株）	平成31年3月31日	

報告第5号

美祢市立図書館あり方検討委員会委員の委嘱について

美祢市立図書館あり方検討委員会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月29日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 臨時代理年月日 平成31年4月1日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和2年3月31日まで
- 3 委員の氏名

区分	氏名	所属	委嘱日	備考
委嘱	数井 聡美	秋芳中学校校長 (中学校図書館部長)	平成31年4月1日	
委嘱	吉田 真由美	秋吉小学校校長 (小学校図書館部長)	平成31年4月1日	